

Doc.No: NR020926

2002年9月26日

企業倫理憲章を制定、マンガで社員教育 ～内部告発を電子メールや専用電話で受け付け～

大日本スクリーン製造株式会社(本社：京都市上京区/社長：石田 明)は、グループ内における企業倫理の徹底を目的に「大日本スクリーングループ倫理要綱」を制定し、10月1日から施行します。

この要綱は、企業倫理のあり方が改めて問われる中、法令を守り、透明性の高い企業活動を行うため、全社員の意識の向上を促し、あらゆる不正や不祥事の発生を防止するもの。遵守すべき事項を定めた「倫理憲章」と、それを日常業務の中で具体化するための「行動基準」、これらを守るための「実施要領」で構成されています。

これに伴い、社内に内部告発を受け付ける「企業倫理ホットライン」の専用電話を設置。不正取引やインサイダー取引、セクハラなど、社会倫理に反する不正行為の内部告発や相談に応じる体勢を整えます。ホットラインでは、告発や相談を専用電話のほか、電子メールやファックス、郵便などでも受け付け、匿名も可能。記名の場合も、報告者のプライバシーを保護し、報復人事や嫌がらせなどを受けないよう配慮します。また、同ホットラインで告発があったり、不正が発見されたりした場合、最高危機管理担当取締役が直接報告し、経営トップへのスムーズな情報伝達を確保。さらに同取締役直轄で原因を究明し解決を図るとともに、不正行為を行った社員に対しては厳正な処分を行います。

この倫理要綱の基本となる「倫理憲章」は、当社ホームページで公開する予定で、「法令、社会規範の遵守」をはじめ、「社会貢献」、「人権の尊重」、「安全衛生の確保」、「企業情報の開示」など8カ条を制定。当社および当社グループ企業が社会を構成する一員として、良識のある事業活動を行うための企業姿勢を掲げています。それらの内容を踏まえ、「行動基準」には製品の安全性から、独占禁止法の遵守や贈答・接待に関する規定など公正な商取引を行うための禁止および注意事項や反社会勢力に対する対応、セクハラの防止などを細かく規定。このような企業倫理を社員に啓蒙するため、「しない、させない、ゆるさない」と題したマンガ(下図)を用いて、さまざまな場面での行動指針をわかりやすく説明したハンドブックを作成する予定です。

「しない、させない、ゆるさない」
マンガの一例
インサイダー取引はダメよ!!



● 本件についてのお問い合わせ先

大日本スクリーン製造株式会社 本社広報室：Tel 075-414-7131 Fax 075-431-6500 〒602-8585 京都市上京区堀川通寺之内上ル4丁目

● 大日本スクリーングループ・倫理憲章

1. 「法令、社会規範の遵守」

当社グループは、国内および海外の各種法令や社会規範および会社規定を遵守し、公明正大に、良識ある企業活動を展開します。

2. 「社会貢献」

当社グループは、環境・安全に配慮した優れた製品、サービスを提供することにより、産業発展への貢献をはじめ収益の社会的還元に努めるなど、広く社会に貢献します。

3. 「人権の尊重」

当社グループは、一人ひとりの基本的人権を尊重するとともに、社内的地位、雇用形態、年齢、性別、出身、祖先、国籍、人種、障害の有無、宗教、信条、既婚、未婚などを理由とした差別や不利な扱いを一切行いません。

4. 「人と地球にやさしい環境形成」

当社グループは、人と地球に優しい環境形成の技術を追究することにより、世界の人々が自然と共存し豊かな未来を共有できる社会の実現に貢献します。

5. 「安全衛生の確保」

事業活動の基本は人であり、当社グループは、人が安心して働くことができる安全で健康的で快適な職場づくりを目指します。

6. 「企業情報の開示」

当社グループは、株主をはじめ広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を適切かつ公正に開示し、経営の透明性を高めます。

7. 「会社資産の保護」

当社グループは、各種機器などの有形資産、特許権や著作権、技術資料などの知的財産、業務上の機密情報などを不正に使用したり、外部へ漏洩させるなど、企業経営を阻害することは一切いたしません。

8. 「反社会的勢力への毅然たる対応」

当社グループは、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのあるあらゆる団体、個人等からの要求に対しては、毅然たる態度で臨み、その要求には一切応じません。